

平成28（2016）年6月20日（月）13時30分～15時20分  
フクラシア東京ステーション 5階 K会議室

（審議事項）

1. 副学長の増員等に伴う諸規則の改正について

議長より、資料に基づき、本年度6月1日より、執行部強化のため副学長を増員したことに伴い、下記のとおり諸規則を改正することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

○教育研究評議会規則：

- ・評議員数の上限を35名→36名に変更。

○危機管理に関する規則：

- ・危機管理委員会の委員長を教育研究担当理事→学長が指名する理事に変更。
- ・対策本部構成員に副学長を追加。

○苦情処理規程：

- ・苦情等処理相談員のうち、第1号委員（総括相談員）を学長が指名する理事→学長が指名する理事又は副学長に変更。
- ・苦情等処理協議会の構成員に副学長を追加し、第4号委員（職員過半数代表者が指名する委員）の人数に関する規定を削除。

○ハラスメントの防止等に関する規程：

- ・ハラスメント相談員のうち、第1号委員（総括相談員）を学長が指名する理事→学長が指名する理事又は副学長に変更。
- ・ハラスメント協議会の構成員に副学長を追加。

○教員に係る懲戒処分及び担当教員に係る任命解除等の手続等に関する規程：

- ・懲戒審査委員会の委員長を副学長→学長が指名する理事に変更。

○教学委員会規程：

- ・第1号委員を教育担当理事→教育を担当する理事又は副学長に変更し、委員長を教育担当理事→教育を担当する理事又は副学長に変更。

○学生懲戒規程：

- ・研究科長が事実認定の内容を報告する相手を教育担当理事→教育を担当する理事又は副学長に変更。

○知的財産室規程：

- ・知的財産室の構成員のうち、第1号に定める構成員を学長が指名する理事又は副学長に変更し、委員長を学長が指名する理事→学長が指名する理事又は副学長に変更。

○安全保障輸出管理規則：

- ・輸出管理統括責任者を最高責任者が指名する理事→学長が指名する理事又は副学長に変更。

○研究活動の不正行為への対応に関する規程：

- ・統括管理責任者を研究担当理事→研究を担当する理事又は副学長に変更。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領：

- ・総括監督責任者を教育担当理事→教育を担当する理事又は副学長に変更。

2. 平成27事業年度及び第2期中期目標期間評価について

評議員より、資料に基づき、平成27事業年度及び第2期中期目標期間に係る業務報告及び中期目標の達成状況報告について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

3. 学校教育法施行規則の改正に伴う学則の一部改正について

評議員より、資料に基づき、平成28年4月より学校教育法施行規則が改正され、「外国の大学その

他の外国の学校により、次の①及び②の要件を満たす学士の学位に相当する学位を授与された者」に、我が国の大学院博士前期課程又は修士課程の入学資格が付与されることとなったことを受け、学則第25条（入学資格）を同様に改正し、平成28年4月より適用することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

- (1) 教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けた外国の学校が授与したものであること
- (2) 修業年限が3年以上である課程を修了することにより授与されるものであること

#### 4. 大学院設置基準の改正に伴う学則の一部改正について

評議員より、資料に基づき、平成29年4月より大学院設置基準が改正され、「大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（以下、「スタッフ・ディベロップメント（SD）」という。）の機会を設けることその他必要な取組を行う」こととされたことを受け、学則第8条にSDに関する規定を新設する等の改正を行い、平成28年7月より（ただし、SDに関する規程については、平成29年4月より）施行することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

#### 5. アドバイザリーボードの設置について

議長より、資料に基づき、総研大と機構法人との関係を強化するため、各機構法人の理事または研究総主幹で構成され、本学の活動に対し助言を行うアドバイザリーボードを設置することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

#### 6. 学融合推進機構設置準備室の設置について

議長より、資料に基づき、「全学総合教育・分野横断型教育及びカスタムメイド高度専門教育」、「全学新分野開拓共同研究」及び「全学国際連携・社会連携事業」を推進するために、平成29年度に本学に設置する学融合推進機構に係る具体的事項を検討する組織として学融合推進機構設置準備室を設置することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

#### （報告事項）

1. 平成27事業年度決算について
2. 平成29年度概算要求について
3. 平成27年度修了生の進路状況について
4. 平成28年4月入学者数等について
5. 平成29年度学年暦について
6. フレッシュマンコースについて